

神戸市立高等学校教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年11月18日（火）10：27～10：33
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他2名
（組合）執行委員長、副執行委員長2名、書記長
4. 議 題：教員の処遇改善（教員特別手当）および災害待機手当の改正について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、さる10月22日に皆さま方にご提案させていただきました、教員の処遇改善において、今年度の給与改定を踏まえて決定するとしておりました、教員特別手当に関するご提案させていただきます。

お配りしております「教員特別手当の見直しについて」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、級号給に対応して支給している教員特別手当について、教職調整額の改善、学級担任等加算の導入等を踏まえ、支給額を見直すこといたします。

「2. 実施内容」でございますが、「（1）教育職給料表(2)」につきましては別紙1のとおり、「（2）教育職給料表(3)」につきましては、別紙2のとおりといたします。

なお、高等学校の教員に適用される教育職給料表(2)につきましては、教職調整額の引き上げや教員特別手当の学級担任等加算の導入に伴い支給額を減額いたします。一方で、幼稚園の教員の適用される教育職給料表(3)につきましては、幼稚園の教員の教職調整額が引き上げられないことを踏まえて、減額しないこととしておりましたが、皆様方からのご意見を踏まえて、教員特別手当の支給額を増額いたします。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年1月1日といたします。

我々といたしましては、内部で十分に検討のうえ、できる限り処遇改善を実施しておりますので、ご了承いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

つづきまして、災害待機手当の改正について、ご提案させていただきます。

お配りしております「災害待機手当改正（案）について」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「2. 内容」についてですが、改正後の金額といたしましては、1時間～3時

間の区分については3,000円、3時間～5時間の区分については4,600円、5時間～7時間の区分については6,250円、7時間以上の区分については7,000円といたします。

「3. 実施時期」についてですが、令和8年1月1日といたします。私どもからは、以上でございます。

(組合) いつも神戸市の教育のため尽力いただき感謝申し上げます。

さて、今回の提案に関してですが、教員特別手当の見直しについてです。基本的に歓迎したいと思いますが、ただし、教職調整額で年々小中高と差が開いていくので今後も引き続き幼稚園に関して、改善を要望したいと思います。特に、主任については、処遇が職務・職責に見合っておらず、なり手が不足している状況ですので、主任の勤務の実態に見合った処遇改善については強く要望いたします。

次に災害待機手当についてですが、今回の改正は基本的に歓迎しますが、状況によってはかなり激務になる可能性もあり、今後も引き続き改善の検討を要望します。

今回いただきました提案については組合として了としたいと思います。以上です。

(市) 橋委員長より、ご発言いただきました内容について、回答させていただきます。

幼稚園教員の処遇改善については、神戸市独自で大幅な処遇改善を行うことは困難ではございますが、引き続き、職務・職責に応じた処遇改善等、幼稚園教員の皆様が、意欲をもって働くことができる給与制度の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

災害待機手当に関しましては、引き続き、給与改定率を勘案のうえ、検討してまいりたいと考えております。